

振動規制法に基づく振動の規制地域等の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定による都市計画（用途地域）の変更に伴い、振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1（特定建設作業の規制に関する基準）の付表第1号の規定により市長が指定する区域並びに同規則別表第2（道路交通振動の限度）の備考第1項の規定により市長が定める区域（以下「規制地域等」という。）を次のとおり変更し、令和2年5月1日から施行する。

令和2年4月1日

江別市長 三 好 昇

1 規制地域等の変更に係る事項

（1）変更する土地の区域 江別市東野幌本町の一部
（縦覧に供する新たな規制地域区域区分図のとおり）

（2）縦覧場所 江別市生活環境部環境室環境課